

本部申4号 7項～14項

7. 育児・介護勤務制度の活用拡大のため、以下の通り実施すること。
- ①育児・介護勤務を申請した場合の勤務地は、本人希望により居住地の最寄りとする。
 - ②主要駅に事業所内保育所を設置すること。また当社の運用形態から 24 時間保育を基本とすること。
8. 短時間行路の「その他時間」については、以下の通り実施すること。
- ①短時間行路の「欠在」の取り扱いについては時間年休もしくは月間積算で処理し賃金確保するとともに、「欠在」の申請実績は人事考課に反映させないこと。
 - ②育児・介護勤務適用者以外の乗務員が短時間行路に乗務した場合の「その他時間」については、待機として扱うこと。
 - ③勤務発表後においても「その他時間」の範囲内で「欠在」の取り扱いを行えるようにすること。
 - ④育児・介護勤務適用者以外の乗務員が短時間行路に乗務した場合についても「欠在」の取り扱いを可能とすること。
9. 指導員等について、制度の見直し以降も安全性向上や技術継承のできる指導体制とするため、以下の通り実施すること。
- ①指導員等の短時間行路への乗務については指導員等の現在員純増後とすること。
 - ②「運輸のプロ」から指導担当への拡充を図ること。
 - ③指導担当は安全と技術継承の柱であるため、短期間での転勤は行わないこと。
10. エルダー社員は、短時間行路での乗務を選択可能とすること。
11. 乗務に集中できる環境の整備を行うとともに、設備改良の予算を確保すること。
12. 稠密線区と一般線区の特情を踏まえて、運用等については各地方で議論を深めること。
- 【賃金制度の改正】
13. 行先地での乗務待機している時間に対して手当を支給すること。
14. 乗務労働の特殊性に踏まえ、手当について以下の通り支給すること。
- ①乗務員手当のキ口額について増額すること。
 - ②乗務員手当の時間額について、ワンマン加給を 210 円に増額すること。
 - ③乗務員（構内入換乗務員を含む）の深夜早朝勤務手当の支給額は、第 1 号②を適用すること。
 - ④拘束時間が 24 時間以上の 2 暦日に渡る勤務をした場合で、深夜早朝勤務手当の支給額（5）の始終業時刻を 3 回以上跨いだ場合は、（2）と（5）を併せて支給すること。なお、そのケースに合わせ（6）として新設すること。
 - ⑤深夜早朝勤務手当の支給額（5）の適用条件について、拘束時間を撤廃し始終業時刻のみとすること。
 - ⑥賃金規程 96 条 2 項（1）については廃止しないこと。

職場議論を巻き起こし、本部交渉団を支え「安全・健康・働きがい」のある乗務員勤務制度と賃金制度を創り出そう！